

済生会南部訪問看護ステーション

指定居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会（以下「運営法人」という）が開設する済生会南部訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 済生会南部訪問看護ステーション
- 二 所在地 横浜市港南区港南台3丁目11番地29号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたる。
- 二 介護支援専門員 4名（常勤専従3名、非常勤兼務1名）
介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 : 午前9時から午後5時までとする。
- 三 前項のほか、電話等による連絡は24時間可能とする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 課題の分析について使用する課題分析の方法は独自方式を用いる。
 - 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
- 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
 - 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
 - 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
 - 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
 - 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する
- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受ける

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

港南区港南台1~9丁目、日野南1~7丁目、日野1~9丁目、日野中央1~3丁目、野庭町、港南1~6丁目、笹下1~7丁目、上永谷1~6丁目、上永谷町、下永谷1~6丁目、日限山1~4丁目、東永谷1~3丁目、東芹が谷、芹が谷3~5丁目、丸山台1~4丁目、大久保2丁目4~31(29は除く)大久保3丁目、港南中央通、磯子区洋光台1~6丁目、田中1~2丁目、栗木1~2丁目、杉田7~8丁目、森が丘2丁目 森5丁目、

栄区上郷町、東上郷町、野七里1~2丁目、若竹町、犬山町、亀井町、上之町、尾月、桂台北、桂台西、桂台東、桂台南、桂台中、中野町、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷1~2丁目、小山台、元大橋、小菅ヶ谷3丁目1~2

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常その他の緊急事態に備え、しかるべき措置について、事業継続計画を策定し、職員に周知徹底を図るため、周知的に訓練・研修をする

2 事業継続計画は、非常災害時、感染症まん延時に対応する

(感染症予防まん延防止)

第12条 事業所は、感染症予防及びまん延防止のための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知する。

2 感染予防及びまん延防止のための指針を整備する

3 職員に対し、感染予防及びまん延防止のための訓練・研修を定期的実施する

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知する。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する

3 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

4 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6か月以内

二 継続研修 年3回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 5 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする
- 6 災害時（地震・風水害等）、災害当日はサービスの変更や休止の可能性があるため、事業所は可能な限り安否確認や代替サービスの連絡調整等を速やかに行う。
- 7 事業所は、事業所評価を年1回実施し、サービスの向上に努める。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年3月1日から施行する。
- この規程は、平成13年6月1日から施行する。
- この規程は、平成14年7月1日から施行する。
- この規程は、平成15年6月1日から施行する。
- この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- この規程は、平成30年7月1日から施行する。
- この規程は、令和元年（2019年）6月12日から施行する。
- この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。